

下呂市債権管理に関する基本方針

～適正な債権管理と効率的・効果的な債権回収を目指して～

平成 2 9 年 1 月

下 呂 市

目 次

I 基本方針の策定にあたって

- 1 はじめに・・・
- 2 市債権の現状と課題
 - (1) 収入未済額の状況
 - (2) 主な市債権（款別）
 - (3) 現状での課題

II 下呂市債権管理に関する基本方針

- 1 基本的事項
 - (1) 趣旨
 - (2) 対象債権
 - (3) 基本的な考え方
- 2 債権の分類と債権管理の流れ
 - (1) 債権の分類
 - (2) 債権管理の流れ
- 3 具体的な取り組み
 - (1) 債権の適正な管理
 - (2) 債権の回収と整理
 - (3) 債権管理のための環境整備
 - (4) 債権管理の継続的な改善

I 基本方針の策定にあたって

1 はじめに・・・

下呂市では合併以来、市債権の徴収業務を各担当課で実施しており、限られた職員数で多くの業務を遂行していかなければならない中で、多額の未回収額が深刻な問題となっています。しかし、今まで債権管理に関する市の方針は整理されておらず、各担当課がそれぞれ独自に法令を解釈し業務に取り組んでいるという状況でした。

平成23年度には「収納率向上検討委員会」を立ち上げ、各課の収納に係る課題や問題点などについて協議しましたが、具体的な解決策までには至っていません。

平成26年度の定例監査においては、「強制徴収公債権、非強制徴収公債権と私債権の区分基準を示したものがないため、時効期間や時効の援用の可否など判断については、債権徴収担当課において苦慮しているものと類推する。」、「効率的で効果的な債権管理を行うため、債権管理条例の制定や、実務を行うための債権管理マニュアル等の策定についての検討を」との意見が報告されました。これを受け、平成27年度に債権管理についての事務レベルでの協議と調査をスタートさせています。

平成28年9月、市債権を一体的に把握し、市としての債権管理のあり方を検討するため、「下呂市債権管理検討プロジェクト」を設置しました。ここでは、各担当課における市債権の徴収や管理の状況、課題等の把握とともに、今後の債権管理の方向性や徴収業務の改善等について検討、協議を重ねてきました。

今、財政健全化と市民負担の公平性確保のため、未回収債権の効果的かつ効率的な縮減に向けた具体的な取り組みが求められています。全庁的に、全ての市債権を継続的に適正管理していくことを目的として、ここに債権管理における統一的なルールを定めるものです。

2 市債権の現状と課題

(1) 収入未済額の状況

平成 27 年度決算における収入未済額

(単位：千円)

区 分	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	左記のうち 市 債 権
一般会計	21,684,170	20,964,995	37,565	681,609	496,246
特別会計	13,034,663	12,814,258	11,518	208,888	208,888
合 計	34,718,833	33,779,253	49,083	890,497	705,134

※企業会計を除く。

(2) 主な市債権（款別）

上記（1）のうち、収入未済額が5百万円を超えるもの

＜一般会計＞

・市 税 466,012 千円 ・公営住宅使用料 16,342 千円

＜特別会計＞

・国民健康保険税 167,628 千円 ・簡易水道使用料 9,885 千円
 ・下水道分担金 12,997 千円 ・介護保険料 5,899 千円
 ・下水道使用料 6,508 千円

(3) 現状での課題

未回収の原因となっている主な事項

ア 専任職員の不足

ほとんどの担当課に徴収専任職員の配置がなく、他業務との兼任で徴収業務も担っている。このため債権管理に従事する時間が多くとれず、また人事異動や他の業務増大などの影響を受けやすい。

イ 債権管理における専門的知識の未習得

債権管理業務が他業務との兼任である部署においては、ノウハウの整理・蓄積がされにくく、一定の法務知識や技術を習得する機会が少ない。また、法令への知識不足等により、催告・交渉・調査という本来すべき業務が滞っている事実が見受けられる。

ウ 統一的な処理基準の未整備

各担当課において債権を独自に管理しているため、債権管理を行うためのマニュアル等が未整備であり、具体的な処理基準が統一されていない。

エ 条例等の未整備

非強制徴収公債権や私債権においては、効率的に債権の整理、処分を進めるための条例等が未整備であるため、訴えの提起などの法的措置や権利放棄に関する手続きが迅速に行えない状態となっている。

Ⅱ 下呂市債権管理に関する基本方針

下呂市は、市債権における現状の課題を深く受けとめるとともに、その管理に関する基本方針と、この基本方針を具現化するために取り組む重点項目をここに定めます。

《基本方針》 適正な債権管理と効率的・効果的な債権回収を進めます。

◆重点項目① 債権管理体制の確立

債権回収方法の検討や回収目標の設定、不良債権の整理方針等、市債権を総合的に管理するための全庁的な管理体制を確立します。

◆重点項目② 組織的な対応と連携強化

市債権の回収・処分等を専門的に担当する部署を設置し、その部署が中心となって各担当課の連携強化とスキルアップを図ります。また、債権の一元化に向けての調整を進めます。

◆重点項目③ 収納率向上対策の徹底

未回収額の増加を抑制するため、各担当課において収納率向上対策を徹底し、特に現年度収納率の向上を目指します。

1 基本的事項

(1) 趣旨

財政健全化と市民負担の公平性を確保するためには、適正な債権管理の推進と、未回収額の縮減に向けた全庁的な取り組みが必要である。

このことを実現するために、債権管理に関する市の考え方、具体的な取り組みの方針を示す「下呂市債権管理に関する基本方針」を策定する。

なお、この方針は、市が保有する全ての債権の管理について、基本的な方向性を示し、今後、全庁を挙げて適正な債権管理と効率的・効果的な債権回収対策の実施に努めていくものとする。

(2) 対象債権

下呂市が保有する全ての金銭債権を対象とする。

※金銭債権:自治体が保有する金銭の給付を目的とする権利(地方自治法第240条)

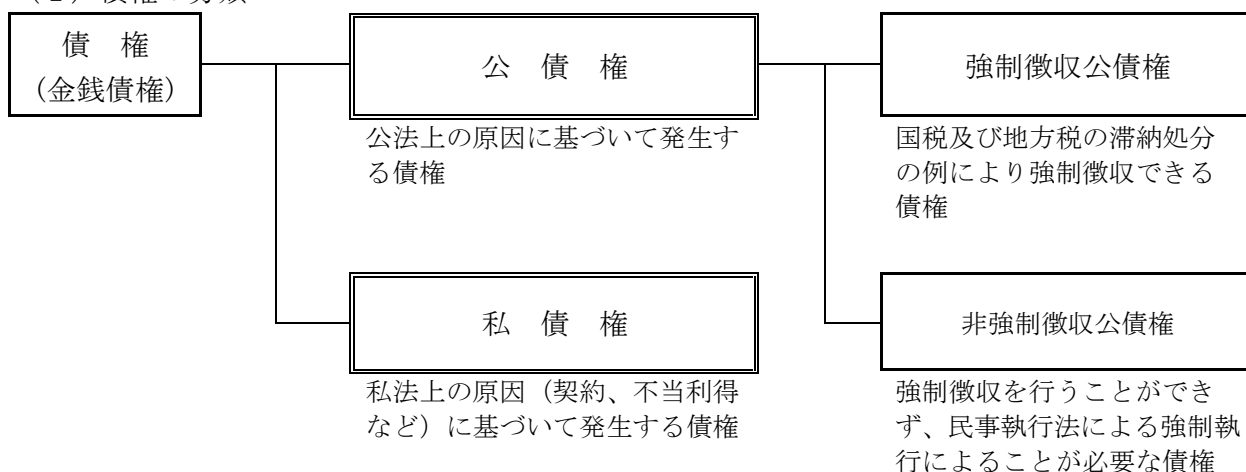
(3) 基本的な考え方

各債権に適用される法令の規定に従い、適正な債権管理と効率的・効果的な債権回収を行う。

また、納付資力を的確に見極め、資力があるにもかかわらず納付しない滞納者に対しては、法令に基づき厳格に対処することを基本姿勢とする。

2 債権の分類と債権管理の流れ

(1) 債権の分類



(2) 債権管理の流れ



3 具体的な取り組み

(1) 債権の適正な管理

行政活動は、法令の規定に従って行うものである。そのため、債権を適正に分類した上で、各債権に適用される法令を正確に把握し、各法令に基づいた債権管理を確実に行う。

ア 事前の備え

必要な書面を取得するなど十分な審査を行い、公債権については賦課処分、私債権については契約等を行う。また、必要に応じて担保や保証人等を確保するなどして、滞納発生時にも対応できるよう備える。

イ 日常管理

A 台帳の整備

債権管理では、債権発生以降の納付状況や交渉記録等、日常の債権管理に関する情報の記録が重要となる。このため、債権に関する台帳を整備することで、債権を正確かつ効率的に管理する。

B 納期内納付の促進

納期の到来や納付方法などの周知を積極的に行うことにより、納期内での納付を促進する。

C 債権の保全

債務者の破産などの情報を得た場合には、配当手続に参加するなどして債権の保全を図る。また、時効完成日を常に意識し、裁判上の請求や債務の承認等によって時効を中断させることにより、時効による債権消滅を防ぐ。

(2) 債権の回収と整理

ア 滞納発生時の対応

納期内に納付されない時には、法令に基づいた督促手続きを徹底する。また、速やかに納付交渉や納付相談を実施して早期納付を促すとともに、滞納となった原因や生活状況の把握に努める。

イ 納付資力の把握

納付交渉や調査などを通じて、所得や財産の状況を正確に把握し、納付するための資力の有無を的確に見極めた上で、資力に応じた納付計画を立てる。

ウ 徴収の猶予

一度に納付する資力がない場合など、直ちに徴収することが困難であると判断したときには、地方税法に基づく徴収猶予や地方自治法施行令に基づく履行延期の特約等を適用した徴収の猶予も検討する。

エ 滞納処分、法的手続

納付資力がありながら納付しない者に対しては、次のように対処する。

A 強制徴収公債権については、差押え、換価等の滞納処分を実施する。

B 非強制徴収公債権及び私債権については、支払督促や強制執行などの法的措置を行う。

オ 債権の放棄

債権は全額回収することが原則であるが、債権を効率的・合理的に管理する

ため、あらゆる手段を尽くしてもなお徴収できる見込みがない場合においては、滞納処分の停止や債権放棄等の手続きを適正に行う。

(3) 債権管理のための環境整備

ア 組織的な対応

A 債権の管理にあたっては、各担当課任せではなく、組織として対応することを改めて徹底する。

B 債権をより効率的に管理するため、困難事案の集約と各担当課への助言・指導を行う専門部署を設置するなど、効果的な体制を構築する。

イ 人材の育成

債権管理に携わる職員には、債権管理に関する法令の知識や技術が必要である。職員のスキルを向上させるため、債権管理に関する研修を充実させ、人材育成を図る。

ウ 情報の共有化

各担当課が行う債権管理に関する取り組みについては、関係部局が緊密に連携し、情報を共有することで総合的な債権管理を実施する。

エ 条例等の整備

債権管理に関する事務について必要な事項を定めるとともに、法的措置や権利の放棄に係る手続きなど適正な債権整理を実施できるよう条例等の整備を進める。

オ 債権管理事務マニュアルの整備

債権の管理に関する事務処理の統一、その事務処理について必要な調整を行うため、全庁的に活用できる債権管理事務マニュアルを整備し、各職員が適正に債権を管理できるようにする。

(4) 債権管理の継続的な改善

適正な債権管理を実施するためには、本方針に基づき意識・情報を共有し、共通の姿勢で取り組む必要がある。債権管理に関する執行状況や債権の収入状況を確実に把握するとともに、債権の管理方法、管理体制の評価と見直しを定期的に行い、債権管理の継続的な改善を図ることとする。

ア 債権管理の実態把握

市の債権がどのような分野で、どれだけ発生しているのか、また、その債権がどのように管理されているかなどについて、各担当課へのヒアリングなどにより的確に把握するよう努める。

イ 現状の見直し

実態把握によって判明した、債権管理上の課題や問題点、不適正な点については、原因を追究した上で見直しを図る。

ウ 改善策の検討

見直しが必要な事項については、具体的な改善策を検討し、改善のための取り組みを実施する。